

理 由 書

本理由書は、和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更（和光市：和光市駅北口地区）についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画区域における位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南部に位置しています。また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

【和光市：和光市駅北口地区】

本地区は、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の和光市駅の北口に接した区域です。

本地区を含む和光市駅の周辺は、上位計画である和光市都市計画マスタープランにおいて、市の中心拠点としての魅力を高めるとともに、防災性・安全性の向上を図り、にぎわい・活気のある魅力的なまちなか空間を創出する計画としています。

II. 変更理由

【和光市：和光市駅北口地区】

和光市駅周辺の高度利用と都市機能の更新を図ることに併せて、建築物等の不燃化・地域の防災性・安全性をより向上させるため、未指定の区域に防火地域を指定するものです。

III. 変更内容

【和光市：和光市駅北口地区】

本地区の一部区域については現在防火地域及び準防火地域の指定はありません。建築物等の不燃化・地域の防災性・安全性をより向上させるため、下表のとおり防火地域の区域を変更します。

新		旧	
種 類	面 積	種 類	面 積
防火地域	約 9.8 ha	防火地域	約 9.6 ha
合計	約 9.8 ha	合計	約 9.6 ha

IV. 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更と合わせ、下記の都市計画を決定・変更する予定です。

- ① 高度地区（和光市決定・変更）
- ② 高度利用地区（和光市決定・新規）
- ③ 道路（和光市決定・変更）
- ④ 市街地再開発事業（和光市決定・新規）
- ⑤ 地区計画（和光市決定・変更）